

「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」の参加取り下げに伴う対応とお願い

1. 大学入試英語成績提供システム（以下「システム」という。）では、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を大学に提供することを原則としていますが、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」において、この原則に対する例外措置等を定め、本年3月に具体的な運用ガイドラインとして、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）運用ガイドライン」を公表しています。
2. 本ガイドラインでは、今年度（2019年度）の高校2年生が「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」（以下「TOEIC」という。）を受験していた場合であって、①経済的困難者や離島・へき地に居住・通学する者で一定の成績（CEFR 対照表の B2 以上）を有する者、②受験年度に病気等のやむを得ない事情により受験できなかった者については、2021年度入学者選抜で高校2年時の試験結果を活用できることとしています。
3. TOEIC については、システムに参加しないこととなりましたが、既に TOEIC を受験された又は予定していた方に配慮し、今年度（2019年度）に受験した場合に限り、TOEIC についても例外措置として活用することができる試験として認めることとします（別添参照）。
4. そのため、高等学校においては、TOEIC の試験結果であっても「大学入学共通テスト実施方針（追加分）運用ガイドライン」で定める例外措置の対象者から例外措置適用の申込み希望があった場合は、大学入試センターが作成する手引き等で定める手続により申込みいただくようお願いします。
5. また、システムを活用する大学においては、入学志願者が不利益を被ることのないよう、大学入試センターから、例外措置が適用された TOEIC の成績が提供された場合には、大学が定める方法（出願資格や加点等）により活用いただくようお願いします。